

JETROセミナー

「在中国進出日系企業の輸出及びデータ管理最新動向と対応のポイント」

輸出管理関連法制の実務における 対応のポイント

2022年2月17日（木）

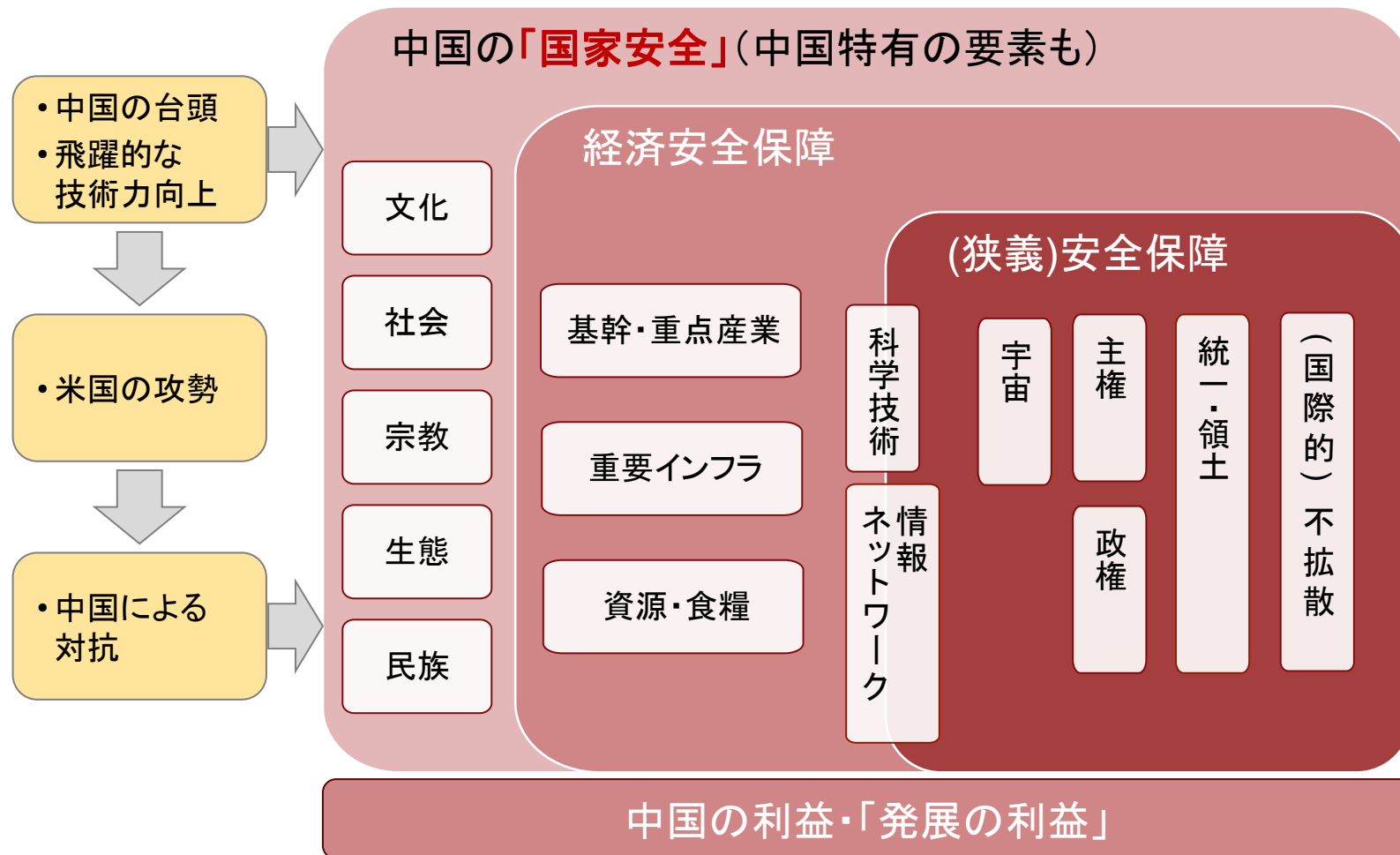
森・濱田松本法律事務所

弁護士 石本 茂彦

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

0-1 中国的「国家安全」



0-2 主な中国経済安全保障関連制度(※日本企業への影響の観点より)

外国（特に米国）の制裁等に対する対抗措置（カウンターアクション）

- 反外国制裁法などによる「制裁リスト」制度と損害賠償訴訟の可能性の示唆
- 米国等の規制との「板挟み」を企図

データセキュリティ規制

- 国家としての「データ主権」への強い志向
- 「データ三法」（データセキュリティ法、サイバーセキュリティ法、個人情報保護法）の三位一体によるデータ規制制度の確立
- データの域外移転規制（国内保存要求）を強化・拡大する動き

モノと技術の輸出管理

- 輸出管理規制法などによるデュアルユース品目（貨物・技術）の輸出管理
- より広い観点からの物品・技術等の輸出規制（※レアアース、新興・基盤技術・・・）
- 「内部コンプライアンスガイドライン」への対応などが課題
- 但し、細則が未制定のためルールの詳細に不明点が多く、対応が難しい

外資参入に対する規制




- 「全件審査認可主義」から「ネガティブリスト」による規制への移行
- 外国からの投資に対する国家安全審査制度（～まだ事例はほとんどない）

その他

- 政府調達における国内製品の事実上の優先、国有企業・補助金問題など

0 - 3 経済安全保障をめぐる主要国の動き（例）

近時、主要国において経済安全保障関係の規制強化が活発化

	2017, 2019	外為法改正（輸出管理の罰則強化、対内直接投資規制の強化等）
	2020.4	国家安全保障局（NSS）に「経済班」が設置
	2020.12	自民党が「提言『経済安全保障戦略』の策定に向けて」公表
	2021.6	重要土地等調査法が成立
	2022	通常国会で「経済安全保障一括推進法（仮称）」の制定を目指す動き
	2017.12	「国家安全保障戦略」を公表。「経済安全保障は国家安全保障そのものである」と謳い、中国及びロシアを脅威として名指し
	2018.8	2019年度国防権限法の一部として輸出管理改革法（ECRA）及び外国投資リスク審査現代化法（FIRMA）を制定
	2021.2	米国サプライチェーン大統領令
	2021.3	暫定国家安全保障戦略ガイドラインで、中国は国際システムを揺るがし得る「唯一の競争相手」と指摘
	2019.3	欧州委員会が「EU・中国 戦略的展望」で対中行動計画10項目を提案
	2021.4	対内直接投資規制に関する新規則 Regulation (EU) 2019/452が発効（10月に全面適用）
	2021.9	輸出管理に関する新規則 Regulation (EU) 2021/821を施行
	2021.5	「2020産業戦略 更新版」で戦略分野の産業基盤強靱化を打ち出す

0-4 中国の「国家安全」とカウンターアクション

中国としての「国家安全」の強調

- 「総体的国家安全保障観」
 - ◇ 習近平が提唱(2014年～)、「国家安全法」で具現化
 - ◇ 広範な領域（政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態系、資源、核、海外利益・・・）
 - ◇ 「経済安全保障」の重視→国有企業・国家資本主義
 - ◇ 「外国勢力の干渉」に対する警戒感、「国内」安全保障の重視
- 国家安全に関する多くの法令

領域	法令
基本的法律	国家安全法、(憲法等)
外国からの投資	外商投資法、外商投資安全審査規則、(独禁法?)
技術移転	対外貿易法、技術輸出入管理条例 輸出禁止制限禁止目録・・・
安全保障貿易（物品・技術）	輸出管理規制法、輸出管理内部コンプライアンスガイドライン
国際取引（貿易、投資など）	信頼懸念エンティティリスト 外国法・措置不当域外適用阻止規則 反外国制裁法
サイバーセキュリティ	ネットワーク安全法（サイバーセキュリティ法）、ネットワーク安全審査弁法、暗号法、データ安全法（データセキュリティ法）、個人情報保護法、重要情報インフラ保護条例・・・、自動車データ管理規則・・・
情報・インテリジェンス	間諜防止法、国家情報法、国家秘密保護法・・・
治安維持	反テロ法、外国NGO国内活動法・・・
軍事	国防法、国防動員法、国防交通法、設備条例・・・
香港、台湾	香港国家安全維持保護法、反国家分裂法・・・
バイオセキュリティ	生物安全法、ワクチン管理法・・・

中国によるカウンターアクション

- 米国等の措置に対するカウンターアクションとして、中国による「対抗措置」に関する法令が続けて制定される。

法令等の名称	施行時期	対象となる外国の制裁行為等	対抗措置(報復措置)の内容
信頼懸念エンティティリスト規定	2020年9月	<ul style="list-style-type: none">✓ 中国国家主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為✓ 市場取引の原則に違反し、中国企業等との取引を中断する行為など	<ul style="list-style-type: none">エンティティリストに登録された外国企業、その他の組織又は個人に対し✓ 輸出入の禁止または制限✓ 投資の禁止または制限✓ 関係者の入国の禁止又は制限✓ 関係者の在留資格の制限又は取消など
外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止に関する規則	2021年1月	<ul style="list-style-type: none">✓ 外国の法律・措置が国際法及び国際関係の基本準則に違反し、中国企業等が国外企業等と正常な貿易、取引を行うことが不当に禁止又は制限される場合	<ul style="list-style-type: none">✓ 当局が、当該法律・措置を承認、執行、遵守してはならない旨の禁止命令を発令✓ 中国公民等が禁止命令に違反した場合、警告、是正命令、過料等の処分✓ 禁止命令に違反した国外企業等に対する損害賠償請求
反外国制裁法	2021年6月	<ul style="list-style-type: none">✓ 外国国家が国際法及び国際関係の基本準則に違反し、様々な口実をもって、又はその国の法律に基づいて中国に対して抑制し、圧力をかけ、中国の公民、組織に対して差別的な制限措置を実施し、中国の内政に干渉する場合✓ 中国の主権、安全、発展の利益を害する行為及びその実施、協力、支援	<ul style="list-style-type: none">✓ 入国拒否、在留資格の制限又は取消等✓ 資産凍結✓ 取引等の禁止又は制限✓ その他の必要な措置✓ 中国の企業及び個人等に対する差別的制限措置を実行等した企業及び個人に対する損害賠償請求

0 - 5 日本企業への影響と対応

「対抗措置」による「板挟み」

- 米国規制等を遵守して制裁対象の中国企業等との取引を中断（典型的なケース）
- 中国のカウンターアクションによる「板挟み」
 - ◇ 中国企業側からの中国における損害賠償訴訟等のリスクがどの程度現実的かも含めて判断
 - ◇ 信頼懸念エンティティリスト、反外国制裁法上の制裁リストに日本企業が掲載される現実的な可能性

リスト制裁の事例

- 6月の同法施行後、7月に初の適用事例～リスト制裁
 - ◇ 米国政府の香港に対する措置（香港のビジネスリスク警告、香港の中国政府連絡弁公室高官らに対する制裁）に対して、中国政府は、前米国商務長官を含む米国の個人及び組織に対する制裁措置を実施した旨を発表
 - ◇ 21年12月30日外交部発表：あらためて前米国商務長官ら5名の米国人に、制裁措置を明示した上で制裁実施を公表（※12月20日米国国務省レポートで5名の香港政府高官5名が金融制裁対象と警告されたことに呼応？）
 - ◇ 民間営利企業はリスト対象に入っていない。⇒日本企業が対象となる可能性は？

米・中（+日）の規制の正確な把握

- 実務的には商務部が先行して出した信頼懸念エンティティリスト規定と阻止弁法も要注意
- 「今、何をすべきか」の見極めと将来の見通し
- 例：米国等の制裁対象か、将来対象となる蓋然性が高いかの把握
- 米国等の規制のリスクと中国のカウンターアクションのリスクを正しく衡量

1 輸出管理規制の全体像

- 中国の輸出管理規制は、大きく、**一般的な貨物・技術に対する輸出管理規制**と、安全保障貿易管理の観点からの**両用品・軍用品・核等および関連技術に対する輸出管理規制**の二つの体系がある。

一般的な輸出管理

- ・ 産業、経済安全保障
- ・ 国際収支バランス
- ・ 生態・環境保全 等

安全保障貿易管理

(両用品・軍用品・核等および関連技術)

- ・ 安全保障管理
- ・ 国際輸出管理レジーム遵守
- ・ 国家主権・利益保護 等

「輸出入全般に関する主な法令」

- 対外貿易法
- 税関法
- 貨物輸出入管理条例
- 技術輸出入管理条例 等

「一般的な貨物・技術の輸出規制に関する主な法令」

- 輸出禁止貨物リスト
- 輸出禁止・輸出制限技術目録 等

「主な法令」

- 輸出管理法
- 両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見
- 両用品目および技術輸出入許可証管理規則
両用品目および技術輸出入許可証管理リスト
- 核輸出規制条例、軍用品輸出管理条例、核両用品および関連技術輸出規制条例、ミサイル並びに関連品目および技術輸出規制条例等の行政法規 等

1-2 輸出管理に関する法令の制定と動向

輸出管理法・**実質3回の意見募集草稿を経て2020年10月17日制定・12月1日施行**

- 2017年商務部草稿：米国型「再輸出」、戦略希少物資保護なども・・・

「輸出禁止・輸出制限技術目録」の修正

- 2020年8月28日公布・施行

「商用暗号輸入許可リスト、輸出管理規制リスト及び関連管理措置の公布に関する公告」

- 2020年12月2日商務部・国家暗号管理局等公布、翌1月1日施行
- 商用暗号の輸出入管理の整備+輸出管理規制法との紐づけ

「両用品目及び技術輸出入許可管理目録」の調整 ※現行の規制リスト

- 2020年12月31日商務部・税関総署公布、2021年1月1日施行
- 従来目録の若干の調整+商用暗号関連の追加統合
- 2021年12月31日に再度アップデート（22年1月1日施行）

「両用品目物項輸出事業者輸出管理内部コンプライアンス制度構築に関する指導意見」「両用品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」

- 2021年4月28日商務部公布

※「中国輸出管理規制白書」公表と「中国輸出管理規制情報網」（商務部のウェブサイト）開設

- <http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/gndt/202112/589.html>

2-1 | 輸出管理法

- **輸出管理法**は、安全保障貿易管理の観点から、**両用品（デュアルユース）・軍用品・核等および関連技術に関する輸出許可**などの管理規制について規定する基本的かつ重要な法律。
- 2020年12月1日施行。関連法規の整備、実務の確立は現在進行中。

輸出許可の対象

- ◆ **管理規制品目**：両用品、軍用品、核（原子力）および関連技術（**技術輸出も規制対象**）
- ◆ **管理規制リスト**による輸出許可：現状は「**両用品目および技術輸出入許可証管理リスト**」が基準
- ◆ **管理規制リスト外**でも臨時管理規制（9条2項）およびキャッチオール規制（12条3項）が規定
- ◆ 特定の管理規制品目や、仕向国・地域、仕向先（組織・個人）について輸出禁止措置をとることができる（10条）

輸出許可の手続き

輸出経営者による申請

最終用途およびエンドユーザ証明資料等

輸出管理部門による審査・許可証交付

省レベルの商務管理部門が業務担当。
実質的な審査は国務院および中央軍事委員会
→商務部安全管理規制局

輸出手続

輸出経営者等が税関に対して、管理規制品目の輸出許可証を提出

基本的にオンラインで手続きが行われる

※技術に関しては、**技術輸出入管理条例**に基づく手続きを行う必要がある可能性も。
※中国でも、安全保障の観点からの輸出管理自体は、輸出管理法制定以前から存在していた。

2-1 (2) 輸出管理法の制定、特徴

従来から輸出管理の規制自体は存在

- 「核両用品及び関連技術輸出規制条例」「生物両用品並びに関連設備及び技術輸出規制条例」「ミサイル並びに関連品目及び技術輸出規制条例」など、大量破壊兵器関連（≠通常兵器）・・・（安全保障貿易管理＋その他の観点からの輸出管理も）
- 技術輸出入管理条例による「技術輸出」の管理
 - ◇ 「技術ライセンス・移転」を主に想定？

実質3回の意見募集草稿を経て2020年10月17日制定・12月1日施行

- 2017年商務部草稿：米国型「再輸出」、戦略希少物資保護なども・・・

枠組、特徴等

- リスト上の物品と技術の両方が輸出許可の対象（≡日本等）
- 目的に「国家利益」明記、抽象的な「域外適用」、「再輸出」への一言だけの言及、国籍ベースのみなし輸出、対抗（報復措置）、該非等質問への当局回答、違法輸出行為へのサービス提供禁止・・・

2-2 | 輸出管理法（続き）

法的責任・処罰

- ◆ 違法行為の類型ごとに規定（33条～）
（例）無許可輸出の場合：違法所得没収＋違法経営額（売上高）×5～10倍の過料
- ◆ 刑事罰（懲役刑等）の可能性も
- ◆ 違反者に対する輸出等への従事の制限、信用記録記載
- ◆ 違反者・違法行為に対するサービス（ECプラットフォーム、金融サービス等）の提供者にも処罰の可能性

実務上の留意点

みなし輸出

- 「中国企業・中国公民」から「外国企業・外国個人」への技術等の提供も規制対象（2条3項）
- 規定上、中国国内・国外、技術・物品の区別なし。中国人技術スタッフから中国現地法人の日本人駐在員への技術情報の伝達も規制対象となる可能性あり

再輸出・域外適用

- 規定上「再輸出」に言及はあるが、米国のような再輸出規制の趣旨かは不明
- 抽象的に、中国外の組織および個人にも適用し責任を追及するとの規定あり（44条）

内部コンプライアンス

- 2021年4月にガイドラインが公表された（「両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス制度構築に関する指導意見」および添付のガイドライン）→**詳細は次頁参照**

2-3 輸出管理法の主なポイント

管理規制対象の範囲

- 両用品、軍需品、核（原子力）関連
- 2条4項～両用品目（デュアルユース。軍事・民生両用品）
 - ◇ 「・・・特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産または使用に用いることのできる貨物、技術、サービス」～通常兵器関連の両用品目（貨物・技術）も対象に？
 - ◇ 「両用品目及び技術輸出入許可管理目録」調整版→現行のリスト
 - （現状）リストの「拡大」は限定的（旧規定の延長レベル）
 - ・ 化学兵器関連、核関連、商用暗号関連等で若干追加
 - 原子力（核輸出規制品目、核両用品）、生物関連、化学品、ミサイル関連
 - 一部：劇毒性化学品、通常兵器（WA）関連の両用品など
 - ・ 商用暗号関連（技術・製品）・・・今回新たに追加
 - ・ その他（推進装置関連、高性能デジタルコンピュータ関連・・・）
 - ◇ 2021年12月31日に再度アップデート（22年1月1日施行）
 - 品目に大きな変更はなし（HSコード変更に伴う調整などはある。根拠法を輸出管理規制法と暗号法に統一）
 - ◇ 統一的な輸出管理規制リストの作成が検討中

規制対象となる「輸出」

- 貨物・技術・サービスの国内から国外への移転（2条1項）
 - ◇ 技術資料などのデータも（当然）含まれる（2条2項）
- cf. 「輸出禁止制限技術目録」との整合性・区別も問題に

違法行為へのサービス等の提供の禁止（20条）

- 輸送、電子商取引プラットフォーム等も
- 過料等の制裁の可能性も（36条）

管理規制担当部門（5条）

- 国務院（主に商務部）と中央軍事委員会（5条1項）
 - ◇ 商務部安全管理規制局など
- 省レベル政府関連部門が業務を担当（同5項）
- オンライン審査→中央の商務部の役割が大きい

処罰・サンクション（33条～）

- 違法行為の種類毎に規定
 - ◇ 例えば無許可輸出の場合：
違法所得没収＋違法経営額×5～10倍の過料
（違法経営額が50万元に未満⇒＋50～500万元）
- 刑事罰（懲役刑等）の可能性？
- 違反者に対する輸出等への従事の制限、信用記録記載（39条）
- 違法行為に対するサービス（ECプラットフォーム、金融サービス等）の提供者も処罰の可能性

みなし輸出

- 中国企業・中国公民⇒外国企業・外国個人への「輸出」も規制対象（2条3項）
- 中国国内・国外、技術・物品の区別は条文上言及はなし
 - ◇ 国籍ベース（≒米国、≠日本（居住性ベース））
- 中国国内での外国人に対する技術情報の提供
 - ◇ 例えば、中国人技術スタッフから中国現地法人の日本人駐在員への情報伝達など（cf.米国EARの調整規定）
 - ◇ ガイドラインでは、中国人・企業等⇒外国人・外国企業への技術情報の提供のコンプライアンスに言及

キャッチオール規制（12条3項）

- 実務運用の見通しは？（細則待ち）

臨時管理規制（9条2項）

- リスト外（掲載前）の品目に規制を臨時的に拡大可能

管理制御リスト（規制対象者リスト）（18条）

- 管理規制の対象となる輸入業者（仕向け先）とエンドユーザーを指定
- 違反者・テロ目的使用だけでなく「国家安全に危害を及ぼす恐れのあるもの」というあいまいな類型も
- 条文上は「管理品目」の取引のみを対象（cf.米国：EAR99）

特定品目、仕向先等についての輸出禁止（10条）

- 特定の管理規制品目や、仕向国・地域、仕向先（組織・個人）について輸出禁止措置をとることができる（cf.米国輸出管理規則（EAR））

包括許可（14条）

- 輸出管理法上の具体的詳細はまだ不明
- 輸出管理法施行後の包括許可申請の要件・手続、実際の通関時の手続は細則待ち
 - ◇ 内部コンプライアンス体制の認定と紐づけられる（日本の制度などに類似）

該非判定の当局への問い合わせ（12条4項）

- 当局は規制対象該当性（該非判定）の問い合わせに対して要回答
 - ◇ 実務的にもある程度活用されている
 - ◇ 日本の外為法の運用とは異なる

「再輸出」

- 米国の再輸出規制・・・米国製品（一定要件の「外国製品」等も含む）の外国から他国への輸出も規制
- 商務部草稿に再輸出条項が規定（米国型？）→その後削除
- 輸出管理規制法に「再出口（再輸出）」の文言そのものは残る（45条）
 - ◇ 「再出口」・・・他の法令ではいわゆる「再輸出」とは異なる用法（輸入した物品の加工後等の再度の輸出）も。
 - ◇ 他方で、米国式の「再輸出」と同義との準公式な発言も

域外適用（44条）

- 「再輸出」ではなく「域外適用」（と読める）抽象的な規定
- その適用範囲、影響はまだ不明確
 - ◇ 「中国国外の企業等が同法に違反した場合とは？
 - ◇ （米国型の）再輸出規制的なものも射程内として想定？（cf. 不当域外適用阻止規則）
 - ◇ 条項は罰則等と同じ「法的責任」の章にあり、総則や附則ではない
 - ◇ cf. 17条のエンドユーザー・最終用途の管理

輸出管理情報の国外提供（32条2項）

- 「適法要求」「国の安全・利益に危険→提供×」・・・趣旨不明確
- データの国外移転規制との通底性（cf. データ/サイバーセキュリティ法）

技術輸出入管理条例・輸出禁止制限技術目録による規制

- 広く経済安全保障、社会公共の利益などの観点
- 2020年修正でAI関連、バイオテクノロジー関連、工作機械・プラント関連、航空関連、情報関連等が追加
- 中国国内から中国国外に向けて、貿易、投資または経済技術協力の方法により技術を移転（技術輸出入管理条例2条など）
 - ◇ 主に特許権・特許出願権の譲渡・実施許諾、技術ノウハウの譲渡、技術サービスなどを想定
 - ◇ 輸出管理規制法の「技術の輸出」と角度・射程が若干異なる？
- 許可手続
 - ◇ 技術輸出の実質的な交渉や契約の締結の「前」に、省レベルの商務主管部門から「技術輸出許可意向書」取得（条例34条）
 - ◇ 契約締結後に同部門に契約を提示して技術輸出許可証を取得（同31条）
 - ◇ 許可の判断では、国家安全、科学技術発展政策、科学技術進歩、産業技術政策、大型プラント・ハイテク製品生産、経済技術協力の推進など

2-4 内部コンプライアンスガイドライン

「両用品目物項輸出事業者輸出管理内部コンプライアンス制度構築に関する指導意見」

「両用品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」

- 2021年4月28日商務部公布
- 2007年の旧指導意見の改正 + ガイドラインの策定

基本原則

- 合法性、独立性（「1票否決権」）、実効性

基本要素

- ポリシーステイトメント策定、組織機構構築、リスク評価
- 審査プロセス確立（取引各プロセスで。エンドユーザー・最終用途の管理も）
- 緊急対応措置（通報、調査、問題発生時対応（政府への報告も想定））
- 教育研修、監査体制の充実、資料保存、管理マニュアル作成

促進措置

- モデルガイドラインの提示（付属文書として）
- 「便宜」の提供（包括許可、行政処罰の際の考慮事項などを想定か）
- コンプライアンス構築状況の「評価」

その他

- 「再輸出」には言及なし
- 技術情報のみなし輸出（中国企業・個人等→外国人・外国企業）に言及

コンプライアンス体制（モデルガイドライン）

- 輸出管理コンプライアンス委員会（orコンプライアンスオフィサー）設置
- 内部通報体制の整備
- 輸出管理コンプライアンス部門の独立性、強い権限
 - ◇ コンプライアンス判断の優先
 - ◇ 考査におけるインセンティブ（+従業員賞罰制度）
- リスク評価
 - ◇ 取扱品目・顧客・内部運用・取引業者などの状況
- 技術及び研究開発（状況のリスク評価）
 - ◇ 規制品目関連技術該当性
 - ◇ 技術情報の伝達方法（クラウドストレージ、SNS等にも言及）
 - ◇ 関与する従業員の状況～外国籍従業員の従事と輸出許可に言及

2-5 運用・日本企業の対応の状況、見通しなど

ガイドラインを踏まえた輸出管理コンプライアンス体制の構築

- 外資（欧米大手等）、中国企業の動きも睨む必要あり
- グローバルなコンプライアンス体制との整合性（例：当局への情報提供など）
- 輸出管理に関するさらなる細則が検討中→とりあえず細則待ちか・・・

みなし輸出規制への対応は？

- 中国のR&D拠点で開発した技術を日本の本社へ移転し、グローバルのグループで利用することへの影響
- 中国のR&D拠点の外国籍スタッフへの技術情報の共有への影響（c f ガイドライン）
- 細則待ち・・・ c f .米国、日本など：みなし輸出はルールが不明確だと特に対応困難

その他

- 包括許可の要件（内部コンプライアンス体制との関係など）の明確化、利便性の改善（やはり細則待ち・・・）
- 統一管理リストの方向性
- 該非判定の問い合わせの制度の活用
- 商務部の「本気度」・・・調査権と処罰厳格化（cf. 税関 HSコードでの運用）
- 今後、管理品目リストの拡大の可能性（新興・基幹技術）は？ c f .技術輸出入管理条例



石本 茂彦

Shigehiko Ishimoto

パートナー

上海オフィス首席代表

1994年 弁護士登録

2001年 ニューヨーク州弁護士登録

主要な取扱分野

- 中国、台湾、韓国、ベトナムをはじめとするアジアクロスボーダー投資 (M&A、合併等)
- 輸出入規制・アンチダンピング・経済制裁等の通商案件
- 中国等に関する国際仲裁等の紛争案件
- 中国等におけるデータ規制、個人情報保護、知的財産等に関する案件

受賞歴

- Chambers Asia Pacific 2022のInternational Trade (国際通商) の分野において日本を代表する弁護士として Leading Individuallyに選出
- Best Lawyers in Japan 2021のCorporate and Mergers and Acquisitions Lawの分野で受賞等

主な著書・論文

- 『リーガル・トランスフォーメーション』(日経新聞出版 2022年 共著 (中国経済安全保障について執筆))
- 『中国経済六法 2021年増補版』(日本国際貿易促進協会2021年、共同編集代表)
- 「中国ビジネスQ&A データセキュリティ法と中国の国家安全」(日中経協ジャーナル2021年9月号)
- 『アジア新興国のM&A法制 [第3版]』(商事法務2020年、共著)
- 「香港国家安全維持保護法について」(国際商事法務 2020年9月号)
- 『ガイドンス インバウンド・観光法』(商事法務 2019年、共著)
- 『入門 中国法 第2版』(弘文堂2019年、共著)他多数

経歴

- 1992年 東京大学法学部卒業
- 1999年 中国対外経済貿易大学国際経済ビジネス実務課程修了
- 2000年 ニューヨーク大学ロースクール卒業
- 2000年 Hughes Hubbard & Reed 法律事務所にて執務
- 2005年 日本弁護士連合会 国際交流委員会幹事
- 2009年 東京大学法科大学院 非常勤講師
- 2012年 華南国際経済貿易仲裁委員会 (深圳国際仲裁院) 仲裁人
- 2013年 第一東京弁護士会 国際交流委員会 委員
- 2014年 日本弁護士連合会 国際業務推進センター 委員
- 2014年 経済産業省産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会 委員
- 2015年 森・濱田松本法律事務所上海オフィス首席代表就任
- 2016年 日本弁護士連合会 国際交流委員会委員
- 2017年 IPBA (環太平洋法曹協会) APEC委員会議長
- 2020年 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長
- 2020年 日中投資促進機構理事



Mail shigehiko.ishimoto@mhm-global.com

Tel 03-5223-7736

ご清聴ありがとうございました。

上海市浦東新区陸家嘴環路1000号
恒生銀行大廈6階
〒200120

TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811

大阪府大阪市北区大深町4番20号
グランフロント大阪 タワーA 17
階
〒530-0011

TEL : 06-6377-9400
FAX : 06-6377-9401

北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈3階
〒100004

TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290

愛知県名古屋市中村区名駅
3丁目28番12号
大名古屋ビルヂング23階
〒450-0002

TEL : 052-446-8660
FAX : 052-446-8661

東京都千代田区丸の内2丁目6番1
号丸の内パークビルディング
〒100-8222

TEL : 03-6212-8306
FAX : 03-6212-8206

福岡県福岡市中央区天神
1丁目6番8号
天神ツインビル 9階
〒810-0001

TEL : 092-739-8140
FAX : 092-739-8141